

安平町地域ブランド化推進事業 支援補助金について

安平町地域ブランド化推進事業支援補助金とは、地場産品を素材にした商品開発や、道の駅での商品化に向けた取り組みを支援する制度です。

	地域特産品開発事業	道の駅新規商品開発事業
対象事業	<p>①地域資源を活用した新規商品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな商品の開発や商品化に関する事業 ・すでにある商品のレベルアップ、付加価値向上に関する事業 ・生産技術の開発、新技術取得のための調査研究 ・町の知名度向上や特産品の宣伝普及事業 	<p>②道の駅での販売を主たる目的とした新規商品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅への納品に確実性がある商品開発 ・当町または道の駅の独自性を有し、特産品として定着することが期待される商品開発
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人 ・町内に事業所等を有する法人または団体 	<p>道内に本店、営業所、事務所等を有する法人および安平町商工会に加盟する町内事業主</p>
補助額	<p>対象事業経費の10/10以内（上限50万円、下限5万円）</p> <p>※ただし、販路拡大を目的としたイベント出店費、旅費、販売員経費の補助は事業費全体の40%まで</p>	<p>対象事業経費の1/2以内（上限50万円）</p>
対象経費	<p>原材料費 開発に直接利用する原材料</p> <p>用具購入費 開発に直接利用する用具の購入費</p> <p>試験分析費 開発に伴う専門機関の分析費</p> <p>謝礼 専門家の指導、助言への謝礼</p> <p>旅費 専門家^{しょうへい}招聘や研修のための旅費</p> <p>ラベル製作費 商品ラベル、パッケージの製作費</p> <p>広告宣伝費 商品の開発や既存特産品の改良に伴うパンフレット製作費</p> <p>販路開拓費 販路拡大を目的としたイベント出店費、旅費、販売店員経費。ただし事業費全体の40%が上限 ※販路開拓のみの事業は対象外</p>	<p>原材料費 開発に直接利用する原材料</p> <p>試験分析費 開発に伴う専門機関の分析費</p> <p>謝礼 専門家の指導、助言への謝礼</p> <p>旅費 専門家^{しょうへい}招聘や研修のための旅費</p> <p>ラベル製作費 商品ラベル、パッケージの製作費 ※PR経費、イベント出店費、パンフレット製作、用具購入に関する経費は対象外</p>